6.1. 情報共有

表 7 災害応急対応時に共有すべき主な情報

情報提供 (集約) 主体	共有する情報の内容	様式番号
被災市町村	被害状況	様式 1
	必要な支援内容	様式2-3
	域外での緊急的な処理が必要な災害廃棄	様式4-3
	物等	
支援市町村	可能な支援内容	様式2-2
	決定した支援内容	様式3-3
	域外からの緊急処理受入可能量	様式4-2
	域外からの緊急処理受入決定量	様式5-3
被災県	(集約)被害状況	様式 1
	(集約)必要な支援内容	様式2-3、3-1
	(集約)域外での緊急処理必要量	様式4-3、5-1
支援県	(集約)可能な支援内容	様式2-2、3-2
	(集約)決定した支援内容	様式2-5、3-3
	(集約)域外からの緊急処理受入可能量	様式4-2、5-2
	(集約)域外からの緊急処理受入決定量	様式4-5、5-3
中部地方環	(集約)被害状況	様式 1
境事務所	(集約)必要な支援内容	様式2-3、3-1
	(集約)可能な支援内容	様式2-2、3-2
	(集約)決定した支援内容	様式2-5、3-3
	(集約)域外での緊急処理可能量	様式4-2、5-2
	(集約)域外での緊急処理決定量	様式4-5、5-3
	災害補助申請に資する情報	
	専門家に関する情報	
産業廃棄物	(集約)可能な支援内容	様式2-2、3-2
協会	(集約)決定した支援内容	様式2-5、3-3

フロ一図 6.1-1

(1)被害状況の共有手順

- 1) 中部地方環境事務所は県に、県は市町村に被害状況把握を依頼する。
- 2) 市町村は、被害状況を調査し、県に提供する。
- 3) 被災市町村が機能しない場合は、被災県が当該市町村に職員を派遣し、被害状況を調査する。
- 4) 県は、県内の被害状況を集約し、中部地方環境事務所に提供する。
- 5) 被災県が機能しない場合は、中部地方環境事務所が当該県の被災地域に職員を派遣し、被害状況を調査する。
- 6) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内の被害状況を集約し、環境省本省 及び中部ブロック協議会の各県・各市に提供する。
- 7) 環境省本省は、中部地方環境事務所が機能しない場合は、中部地方環境事務所の機能を代行する。

フロ一図 6.1-2

(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有

- 1) 被災市町村は、可能な限り早期に災害廃棄物発生量を概算し、被災県に提供する。
- 2) 被災市町村が機能しない場合は、被災県が当該市町村の災害廃棄物発生量を概算する。
- 3) 被災県は、県内の災害廃棄物発生量を集約し、中部地方環境事務所に提供 する。
- 4) 中部地方環境事務所は、被災県が機能しない場合は、当該県の機能を代行 する。
- 5) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内の災害廃棄物発生量を集約し、環境省本省及び中部ブロック協議会の各県・各市に提供する。
- 6) 環境省本省は、中部地方環境事務所が機能しない場合は、中部地方環境事 務所の機能を代行する。
- 7) 被災状況に関する新たな情報が得られた場合など災害廃棄物発生量の概算 に見直しが生じた場合は、同様の手順で災害廃棄物発生量に関する情報共 有を行う。

フロ一図 6.1-3

(3) 仮置場等の用地に関する情報共有

- 1) 被災県は必要に応じて、仮置場等に使用可能な県有地について、被災市町 村に情報提供する。
- 2) 被災県は必要に応じて中部地方環境事務所に仮置場等に関する情報提供を依頼する。
- 3) 中部地方環境事務所は、被災県が機能しない場合は、当該県の機能を代行する。

- 4) 中部地方環境事務所は、仮置場等に使用可能な国有地に関する情報提供について、速やかに所管省庁の地方支分部局に要請し、必要な調整を行った上で、被災県に情報提供し、被災県は被災市町村に提供された情報を提供する。
- 5) 環境省本省は、中部地方環境事務所が機能しない場合は、中部地方環境事 務所の機能を代行する。
 - (4) 支援に関する情報の共有手順
- 1) 6.2. 人材、資機材の確保に記載の手順で行う。
- 2) なお、発災後の状況を踏まえ、中部地方環境事務所は、後述する広域連携 体制構築の手順のうち、どの手順に基づき対応するか、県を通じて中部ブロック内の自治体に周知する。
- +)3) 中部地方環境事務所が機能しない場合、中部ブロック内の自治体への周知 は環境省本省が代行する。
 - (5) 域外での緊急処理に関する情報の共有手順
- 1) 6.3. 既存の処理施設の活用に記載の手順で行う。
- 2) なお、発災後の状況を踏まえ、中部地方環境事務所は、後述する緊急処理 に関する連携体制構築の手順のうち、どの手順に基づき対応するか、県を 通じて中部ブロック内の自治体に周知する。
- +)3) 中部地方環境事務所が機能しない場合、中部ブロック内の自治体への周知 は環境省本省が代行する。

6.2. 人材、資機材の確保

表 8 災害応急対応時に必要な人材

支援主体	災害応急対応時に必要な人材	備考
市町村	一般廃棄物処理施設運営経験者	
一部事務組	廃棄物処理業務に精通した人員	
合	土木及び建築に精通した人員	
	災害等廃棄物処理事業の経験者	
	災害等廃棄物処理事業における事務要員	
	廃棄物またはし尿収集運搬に係る要員	
	重機運用に係る要員	
県	廃棄物処理業務に精通した人員	
	土木及び建築に精通した人員	
	災害等廃棄物処理事業の経験者	
	災害等廃棄物処理事業における事務要員	
中部地方	災害補助査定業務経験者	
環境事務所		
産業廃棄物	廃棄物収集運搬に係る要員	
協会	重機運用に係る要員	
環境省本省	廃棄物処理業務に精通した人員	
関連学会	有害物質(化学物質、石綿等)の取り扱いに精通	
	した人員	
	災害等廃棄物処理事業の経験者	

表 9 災害応急対応時に必要な資機材

支援主体	災害応急対応時に必要な資機材	備考
市町村	ごみ収集運搬車両(パッカー車、ダンプトラック、	
一部事務	ダンプトレーラー、コンテナ自動車)	
組合	し尿収集運搬車両(バキューム車、ポンプ車)	
	仮設トイレ等(仮設トイレ(和式・洋式)、マンホ	
	ールトイレ、簡易トイレ)	
	薬剤(一般廃棄物処理場等において使用するもの)	
	燃料(一般廃棄物の収集運搬車両及び処理施設に	
	使用するもの)	
県	仮設トイレ等(仮設トイレ(和式・洋式)、マンホ	
	ールトイレ、簡易トイレ)	
産業廃棄	ごみ収集運搬車両(パッカー車、ダンプトラック、	
物協会	ダンプトレーラー、コンテナ自動車)	
	その他車両等(フォークリフト、ブルドーザー、	
	ユニック車、バックホウ、クレーン車、破砕機、	
	タンクローリー車、つかみ機(フォーク)、カッタ	
	一、ニブラ)	
	薬剤(産業廃棄物処理場等において使用するもの)	
	燃料(産業廃棄物の収集運搬車両及び処理施設に	
	使用するもの)	

<基本手順>

フロ一図 6.2-1a 及び 6.2-1b

- 1) 表 10 に示す応援県は、被災県の要請を待つことなく県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。各主体への支援準備要請の必要性については応援県が被災県の被害状況を踏まえて判断することとするが、当面は、支援準備の訓練という意味合いも含めて、支援要請の可能性を否定できないと判断した災害について、支援準備要請を行う。
- 2) 被災県は必要に応じて表 10 に示す応援県に支援準備要請をすることができる。
- 3) 中部地方環境事務所は、必要に応じて、表 10 に示す応援県の支援準備の状況や被災県の被災状況を確認し、応援県に助言又は支援準備要請を行う。
- 4) 要請を受けた市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、可能な支援内容 を応援県に提供する。
- 5) 表 10 に示す応援県は、県内で可能な支援内容を集約し、中部地方環境事

務所に報告する。

- 6) 被災市町村は、被災県に必要な支援について要請する。
- 7) 被災県は、県で必要な支援も含めて県内で必要な支援を集約し、県外からの支援が必要となる場合は、被災していない又は被災の程度が小さいと想定される表 10 に示す順位の最も高い応援県に支援を要請し、その内容を中部地方環境事務所に報告する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの支援要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して応援県に支援要請するなど、支援要請全体に遅れが生じないよう留意する。
- 8) 表 10 に示す順位の最も高い応援県が支援要請後は特段の事情のない限り 幹事支援県となって支援を主導する。ただし、既に中部9県1市協議会が 別の県を主たる応援県と決定している場合には、主たる応援県が幹事支援 県となって支援を主導することとし、上記 7) で支援要請を受けた応援県 は速やかに被災県からの要請内容を幹事支援県に伝える。幹事支援県が決 定した後、当該幹事支援県とは別の県が主たる応援県となった場合は、幹 事支援県は主たる応援県と調整し、必要があれば、幹事支援県を交代する。 なお、幹事支援県を交代しない場合でも、主たる応援県は当該県内に設置 される救援対策本部との調整を含め、幹事支援県を補佐する。
- 9) 幹事支援県は、幹事支援県として支援を主導する旨を、被災県及び中部地方環境事務所に連絡する。
- 10) 幹事支援県は、幹事支援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、表 10 に示す他の応援県と主たる応援県順位を踏まえて調整して追加の支援 県を決定する。
- 11) 幹事支援県は、表 10 に示す応援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、中部地方環境事務所に連絡する。中部地方環境事務所は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を探した上で、幹事支援県に支援県候補を伝える。幹事支援県は、支援県候補と調整し追加の支援県を決定する。中部地方環境事務所は、被害状況及び幹事支援県や支援県候補からの要請等を踏まえ支援県追加の調整を行う。
- 12) 幹事支援県は、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等に関する調整を 行うとともに、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り 振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。
- 13) 支援県は、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめ、幹事支援県に伝える。
- 14) 幹事支援県は、幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支

- 援内容を踏まえて、被災市町村別の支援割り振り案を作成し、被災県及び 中部地方環境事務所に伝える。
- 15) 被災県は、幹事支援県から伝えられた支援主体、支援内容、支援割り振り 案を確認し、特に必要があれば割り振りの変更について幹事支援県と調整 の上、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝え、必要に応じ 調整した上で、被災市町村に伝達した内容を幹事支援県及び中部地方環境 事務所に伝える。
- 16) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県(支援県がある場合)に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を 県内の各支援主体に伝える。
- 17) 被災市町村は、特段の事情がない限り、被災県から割り振られた支援主体 又は支援の取りまとめ役(産業廃棄物処理業者の支援を取りまとめた協会 等)に直接連絡し、必要な支援の詳細を支援主体に伝える。
- 18) 17) 支援主体となる県、市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村<u>に直接連絡を入れ、関係主体</u>との調整を含め必要な調整、手配等をした上で、迅速に支援する。
- 19)18) 被災県が機能せず支援要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 10 に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して必要な支援内容を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 10 に示す順位の最も高い応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で支援する。
- 20) 19) 中部地方環境事務所は、被災県及び幹事支援県等と情報共有し、環境省本省への情報伝達、災害関係補助金申請等に関する助言を行う。また、中部地方環境事務所は、必要に応じて支援県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 21) 20) 被災県や中部地方環境事務所は、支援準備要請をしたが支援が不要となった場合は、その旨、支援準備要請をした応援県に伝え、応援県は支援準備要請をした各主体に伝える。
- 22)21) 支援準備をしたが支援不要となった県、市町村は、追加の支援要請及び将来の大規模災害に備えて準備した支援内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。

フロ一図 6.2-2

<表 10 に示す応援県全てが被災した場合の手順の概要>

- 1) 中部地方環境事務所は、被災県の要請を待つことなく支援県候補を決定し、 支援県候補に通知する。
- 2) 被災県は必要に応じて中部地方環境事務所に支援準備要請をすることができる。
- 3) 支援県候補は、通知後直ちに、県内の市町村、産業廃棄物協会等の民間団

- 体等に支援準備を要請する。
- 4) 支援県候補からの要請を受けた市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、 可能な支援内容を支援県候補に提供する。
- 5) 支援県候補は県内で可能な支援内容を集約し、中部地方環境事務所に伝える。
- 6) 被災市町村は、被災県に必要な支援について要請する。
- 7) 被災県は、県で必要な支援も含めて県内で必要な支援を集約し、中部地方環境事務所に支援を要請する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの支援要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して中部地方環境事務所に支援要請するなど、支援要請全体に遅れが生じないよう留意する。
- 8) 中部地方環境事務所は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と 調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を探した上で、要請のあっ た被災県ごとに幹事支援県及び支援県(幹事支援県のみでは支援が不足す ると判断される場合のみ)を決定し、被災県の要請内容を幹事支援県に通 知する。
- 9) 幹事支援県は、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等に関する調整を 行うとともに、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り 振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。
- 10) 支援県は、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り 等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめ、幹事支援県に 伝える。
- 11) 幹事支援県は、幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支援内容を踏まえて、被災市町村別の支援割り振り案を作成し、被災県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 12) 被災県は、幹事支援県から伝えられた支援主体、支援内容、支援割り振り 案を確認し、特に必要があれば割り振りの変更について幹事支援県と調整 の上、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝え、必要に応じ 調整した上で、被災市町村に伝達した内容を幹事支援県及び中部地方環境 事務所に伝える。
- 13) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県(支援県がある場合)に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を 県内の各支援主体に伝える。
- 14) 被災市町村は、特段の事情がない限り、被災県から割り振られた支援主体 又は支援の取りまとめ役(産業廃棄物処理業者の支援を取りまとめた協会 等)に直接連絡し、必要な支援の詳細を支援主体に伝える。
- 15)14) 支援主体となる県、市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、割り振

- り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村<u>に直接連絡を入れ、関係主体</u>と の調整を含め必要な調整、手配等をした上で、迅速に支援する。
- 16) 15) 被災県が機能せず支援要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく中部地方環境事務所が幹事支援県を決定し、幹事支援県が先遣隊を被災県に派遣して必要な支援内容を調査し、必要に応じて先遣隊を始め幹事支援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で支援する。
- 17)16) 中部地方環境事務所は、被災県及び幹事支援県等と情報共有し、環境省本省への情報伝達、災害関係補助金申請等に関する助言を行う。また、中部地方環境事務所は、必要に応じて支援県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 18) 17) 被災県や中部地方環境事務所は、支援準備要請をしたが支援が不要となった場合は、その旨、支援準備要請をした応援県に伝え、応援県は支援準備要請をした各主体に伝える。
- 19) 18) 支援準備をしたが支援不要となった県、市町村は、追加の支援要請及び将来の大規模災害に備えて準備した支援内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。
- 20)19) 中部地方環境事務所及び環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事支援県と調整の上、必要に応じて幹事支援県に代わって支援を主導する。

表 10 被災県市と主たる応援県市の一覧表

被災県市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県
	2 長野県
	3 岐阜県
	1 富山県
石川県	2 福井県
	3 岐阜県
	1 石川県
福井県	2 岐阜県
	3 滋賀県
	1 富山県
長野県	2 石川県
	3 岐阜県
	1 愛知県
岐阜県	2 三重県
	3 富山県
	1 愛知県
静岡県	2 長野県
	3 岐阜県
	1 岐阜県
愛知県	2 三重県
	3 静岡県
三重県	1 愛知県
	2 岐阜県
	3 滋賀県
	1 三重県
滋賀県	2 福井県
	3 岐阜県

[※]どの県が主たる応援県市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県 (名古屋市の場合は愛知県)が確認し、中部9県1市内で共有する。

出典:災害時等の応援に関する協定 実施細則(防災)(別表1) 中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会(平成27年1月19日)

[※]名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

[※]順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援県市を調整し、定める。

[※]中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域 災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連 絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

<表 10 に示す応援県全てが被災し、中部地方環境事務所が機能しない場合の 手順の概要> フロー図 6.2-3a 及び 6.2-3b

- 1) 表 11 に示す応援県は、被災県の要請を待つことなく県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。各主体への支援準備要請の必要性については応援県が被災県の被害状況を踏まえて判断することとするが、当面は、支援準備の訓練という意味合いも含めて、支援要請の可能性を否定できないと判断した災害について、支援準備要請を行う。
- 2) 被災県は必要に応じて表 11 に示す応援県に支援準備要請をすることができる。
- 3) 環境省本省は、必要に応じて、表 11 に示す応援県の支援準備の状況や被災県の被災状況を確認し、応援県に助言又は支援準備要請を行う。
- 4) 要請を受けた市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、可能な支援内容 を応援県に提供する。
- 5) 表 11 に示す応援県は、県内で可能な支援内容を集約する。
- 6) 被災市町村は、被災県に必要な支援について要請する。
- 7) 被災県は、県で必要な支援も含めて県内で必要な支援を集約し、県外からの支援が必要となる場合は、表 11 に示す順位の最も高い応援県に支援を要請する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの支援要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して応援県に支援要請するなど、支援要請全体に遅れが生じないよう留意する。
- 8) 表 11 に示す順位の最も高い応援県が支援要請後は特段の事情がない限り 幹事支援県となって支援を主導する。ただし、既に中部9県1市協議会が 別の県を主たる応援県と決定している場合には、主たる応援県が幹事支援 県となって支援を主導することとし、上記 7)で支援要請を受けた応援県 は速やかに被災県からの要請内容を幹事支援県に伝える。幹事支援県が決 定した後、当該幹事支援県とは別の県が主たる応援県となった場合は、幹 事支援県は主たる応援県と調整し、必要があれば、幹事支援県を交代する。 なお、幹事支援県を交代しない場合でも、主たる応援県は当該県内に設置 される救援対策本部との調整を含め、幹事支援県を補佐する。
- 9) 幹事支援県は、幹事支援県として支援を主導する旨を、被災県、表 11 に 示す応援県順位第 2 位の県及び環境省本省に連絡する。
- 10) 表 11 に示す応援県順位第 2 位の県は、第 1 位の県が幹事支援県となった場合、支援県としての活動が可能であれば、その旨を幹事支援県に連絡し、 幹事支援県と協力して、被災県を支援する。
- 11) 幹事支援県は、表 11 に示す応援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、環境省本省に連絡する。環境省本省は、必要に応じて他の地方環境

事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を探した上で、支援県候補を幹事支援県に伝える。幹事支援県は、支援県候補と調整し追加の支援県を決定する。環境省本省は、被害状況及び幹事支援県や支援県候補からの要請等を踏まえ支援県追加の調整を行う。

- 12) 幹事支援県は、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等に関する調整を 行うとともに、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り 振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。
- 13) 支援県は、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り 等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめ、幹事支援県に 伝える。
- 14) 幹事支援県は、幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援内容を踏まえて、被災市町村別の支援割り振り案を作成し、被災県及び環境省本省に伝える。
- 15) 被災県は、幹事支援県から伝えられた支援主体、支援内容、支援割り振り 案を確認し、特に必要があれば割り振りの変更について幹事支援県と調整 の上、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝え、必要に応じ 調整した上で、被災市町村に伝達した内容を幹事支援県及び環境省本省に 伝える。
- 16) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県(支援県がある場合)に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を 県内の各支援主体に伝える。
- 17) 被災市町村は、特段の事情がない限り、被災県から割り振られた支援主体 又は支援の取りまとめ役(産業廃棄物処理業者の支援を取りまとめた協会 等)に直接連絡し、必要な支援の詳細を支援主体に伝える。
- 18) 17) 支援主体となる県、市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村<u>に直接連絡を入れ、関係主体</u>との調整を含め必要な調整、手配等をした上で、迅速に支援する。
- 19) 18) 被災県が機能せず支援要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 11 に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して必要な支援内容を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 11 に示す応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で支援する。
- 20) 19) 環境省本省は、被災県及び幹事支援県等と情報共有し、災害関係補助金申請等に関する助言を行うとともに、必要に応じて支援県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 21)20) 被災県や環境省本省は、支援準備要請をしたが支援が不要となった場合は、その旨、支援準備要請をした応援県に伝え、応援県は支援準備要請をした各主体に伝える。

- 22) 21) 支援準備をしたが支援不要となった県、市町村は、追加の支援要請及び将来の大規模災害に備えて準備した支援内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。
- 23) 22) 環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事支援県と調整の 上、必要に応じて幹事支援県に代わって支援を主導する。

表 11 被災県市と主たる応援県市の一覧表 (太平洋側の複数県が被災した場合)

被災県市	主たる応援県順位
林四周	1 富山県
静岡県	2 長野県
愛知県	1 石川県
支加宗	2 岐阜県
三重県	1福井県
	2 滋賀県

- ※本表に基づき活動する場合としては、太平洋側の3県すべてで震度6強以上の地震が発生した場合などが想定される。
- ※第2位の県は、第1位の県が主たる応援県市となった場合、応援県市としての活動が可能であれば、主たる応援県市と協力して、被災県市の応援県市として活動する。
- ※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県 (名古屋市の場合は愛知県)が確認し、中部9県1市内で共有する。
- ※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が、全国知 事会とも連携・調整しながら、主たる応援県市を調整し、定める。
- ※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域 災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連 絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

出典: 災害時等の応援に関する協定 実施細則(防災)(別表2) 中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会(平成27年1月19日)

6.3. 既存の処理施設の活用

お 12 に示すような健康リスクの懸念が生じ得るおそれのあるし尿、腐敗性廃棄物など緊急性の高い災害廃棄物等のうち、被災県内の既存の処理施設のみでは処理が遅延し、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断されるものについては、県域を越えた緊急的な処理(以下「緊急処理」という。)を行う。

表 12 緊急性の高い災害廃棄物等の受入れ事例

緊急性の高い 災害廃棄物等の種類 ^{※1}	主な受入れ主体の例 ^{※1}	受入れ候補となる 処理施設の種類の例 ^{※1}
	市町村、一部事務組合	し尿処理施設
し尿	第3セクター	下水処理場
	一般廃棄物処理業者	し尿処理施設
 生活ごみ・避難所ごみ	市町村、一部事務組合	一般廃棄物処理施設
土冶しが、避無別しが	一般廃棄物処理業者	一般廃棄物処理施設
	一般廃棄物処理業者	固形燃料化施設
	一般廃棄物処理業者	破砕・選別施設
畳	産業廃棄物処理業者	焼却施設、ガス化溶融炉※ 破砕選別後の可燃性廃棄物
	セメント製造業者	セメント工場
水産物	一般廃棄物処理業者	管理型処分場
· 八连初		海洋投入処分
	産業廃棄物処理業者	焼却施設
 農産物	在 本先来初起在本日	管理型処分場
JZ 173	一般廃棄物処理業者	焼却施設 管理型処分場
 飼料・肥料	│ │セメント製造業者	セメント工場
サンタイ カレイエ	産業廃棄物処理業者	管理型処分場
食品	一般廃棄物処理業者	管理型処分場
	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設
動物の死体		
	死亡獣畜取扱業者	死亡獣畜取扱場

- ※1災害廃棄物等の種類、主な受入れ主体、受入先候補となる処理施設の種類 のうち、過去の災害で事例があるものについては、その事例に照らして記 載した。
- ※2飼料・肥料、食品、動物の死体については、腐敗するおそれのあるものや 生鮮物は緊急対応が必要だが、一律で緊急対応が必要になるわけではない。

フロ一図 6.3-1a 及び 6.3-1b

<基本手順>

- 1) 被災県は、集約した県内被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される 災害廃棄物等の種類を可能な限り早く中部地方環境事務所に伝える。
- 2) 中部地方環境事務所は、被災県からの情報、自らが収集した情報等を踏ま え、中部ブロック内の県及び県を通じて政令市に伝え、緊急処理が必要と 推測される災害廃棄物等の種類を可能な限り早く、緊急処理が必要とされ る被災県内を除く中部ブロック内の県、政令市に伝え、緊急処理の受入れ 準備を要請する。
- 3) 準備要請を受けた県、政令市は、直ちに、受入れ可能な処理施設を探し、 当該施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件 等を聴取する。ただし、受入れ準備の要請を受けた被災県、被災政令市は、 可能な範囲で受入れ可能な処理施設の検討をしておく。
- 4) 政令市は、聴取結果を県に報告し、県が県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約し、中部地方環境事務所に報告する。
- 5) 被災市町村は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲 で自区内の既存の処理施設での自区内処理等を検討した上で、自区内等で 処理できない量を推計し、被災県に自区域外での緊急性の高い災害廃棄物 等の処理等について要請する。
- 6) 被災県は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で県内の既存処理施設での県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計し、被災していない又は被災の程度が小さいと想定される表 13 (表 10)に示す順位の最も高い応援県に緊急処理を要請し、その内容を中部地方環境事務所に報告する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して応援県に緊急処理を要請するなど、緊急処理全体に遅れが生じないよう留意する。
- 7) 表 13 (表 10)に示す順位の最も高い応援県が緊急処理要請後は特段の事情のない限り幹事緊急処理県となって緊急処理を主導する。ただし、既に中部9県1市協議会が別の県を主たる応援県と決定している場合には、主たる応援県が幹事緊急処理県となって支援を主導することとし、上記6)で緊急処理要請を受けた応援県は速やかに被災県からの要請内容を幹事緊急処理県に伝える。幹事緊急処理県が決定した後、当該幹事緊急処理県とは別の県が主たる応援県となった場合は、幹事緊急処理県は主たる応援県と調整し、必要があれば、幹事緊急処理県を交代する。なお、幹事緊急処理県を交代しない場合でも、主たる応援県は当該県内に設置される救援対策本部との調整を含め、幹事緊急処理県を補佐する。
- 8) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県として緊急処理を主導する旨を、被災 県及び中部地方環境事務所に連絡する。

- 9) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県のみでは緊急処理量が不足すると判断 した場合は、表 13 (表 10)に示す他の応援県と主たる応援県順位を踏 まえて調整して追加の緊急処理県を決定する。
- 10) 幹事緊急処理県は、表 13 (表 10)に示す応援県のみでは緊急処理量が 不足すると判断した場合は、中部地方環境事務所に連絡する。中部地方環 境事務所は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、 中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を探した上で、幹事緊急処理県に 緊急処理県候補を伝える。幹事緊急処理県は、緊急処理県候補と調整し追 加の緊急処理県を決定する。中部地方環境事務所は、被害状況及び幹事緊 急処理県や緊急処理県候補からの要請等を踏まえ緊急処理県追加の調整を 行う。
- 11) 幹事緊急処理県は、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等に 関する調整を行うとともに、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、 立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ 施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。
- 12) 緊急処理県は、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村 の意向確認や緊急処理の割り振り等の調整を行い、緊急処理受入れ施設、 緊急処理受入れ量等を取りまとめ、幹事緊急処理県に伝える。
- 13) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた 緊急処理受入施設、緊急処理受入量等を踏まえて、被災市町村別の緊急処 理割り振り案を作成し、被災県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 14) 被災県は、幹事緊急処理県から伝えられた緊急処理受入れ施設、緊急処理 受入れ量、緊急処理割り振り案を確認し、特に必要があれば割り振りの変 更について幹事緊急処理県と調整の上、緊急処理受入施設、緊急処理受入 量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝え、必要に応じ調整した上で、 被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県及び中部地方環境事務所に伝 える。
- 15) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者 及び緊急処理県(緊急処理県がある場合)に伝え、緊急処理県は、幹事緊 急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者 に伝える。
- 16) 被災市町村は特段の事情がない限り、被災県から割り振られた緊急処理受入れ施設の管理者に直接連絡し、必要な緊急処理の詳細を管理者に伝えるとともに、受入れ条件の詳細を確認する。また、被災市町村は、立地市町村に対して通知等を行う。
- 16) 緊急処理受入れ施設の管理者は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被 災市町村に直接連絡を入れ、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必

要な調整、手配等をした上で、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて 受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、 立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

- 17) <u>被災市町村は、必要な緊急処理の詳細を管理者に伝えるとともに、受入れ</u> 条件の詳細を確認する。また、被災市町村は、立地市町村に対して通知等 を行う。
- 18) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができない場合は、被災県からの要請を 待つことなく表 13 (表 10)に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被 災県に派遣して緊急処理の必要性を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 13 (表 10)に示す順位の最も高い応援県が被災県の機能を支援しつつ、 同様の手順で緊急処理する。
- 19) 中部地方環境事務所は、被災県及び幹事緊急処理県等と情報共有し、環境 省本省への情報伝達、災害関係補助金申請や緊急処理等に関する助言を行 う。また、中部地方環境事務所は、必要に応じて緊急処理県追加の調整、 職員や専門家の派遣などを行う。
- 20) 中部地方環境事務所は、緊急処理の受入れ準備を要請したが緊急処理が不要となった場合は、その旨、緊急処理の受入れ準備を要請した県に伝え、 当該県は緊急処理要請をした各主体に伝える。
- 21) 緊急処理の受入れ準備をしたが緊急処理の受入れ不要となった県、市町村は、追加の緊急処理要請及び将来の大規模災害に備えて準備した緊急処理 受入れ可能内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。

<表 13 (表 10) に示す応援県全てが被災した場合の手順の概要>

フロ一図 6.3-2

- 1) 被災県は、集約した県内被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される 災害廃棄物等の種類を可能な限り早く中部地方環境事務所に伝える。
- 2) 中部地方環境事務所は、被災県からの情報、自らが収集した情報等を踏ま え、中部ブロック内の県及び県を通じて政令市に伝え、緊急処理が必要と 推測される災害廃棄物等の種類を可能な限り早く、緊急処理が必要とされ る被災県内を除く中部ブロック内の県、政令市に伝え、緊急処理の受入れ 準備を要請する。
- 3) 準備要請を受けた県、政令市は、直ちに、受入れ可能な処理施設を探し、 当該施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件 等を聴取する。ただし、受入れ準備の要請を受けた被災県、被災政令市は、 可能な範囲で受入れ可能な処理施設の検討をしておく。
- 4) 政令市は、聴取結果を県に報告し、県が県内の受入れ可能な処理施設に関

- する情報を集約し、中部地方環境事務所に報告する。
- 5) 被災市町村は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲 で自区内の既存の処理施設での自区内処理等を検討した上で、自区内等で 処理できない量を推計し、被災県に自区域外での緊急性の高い災害廃棄物 等の処理等について要請する。
- 6) 被災県は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で県内の既存処理施設での県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計し、中部地方環境事務所に緊急処理を要請する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して中部地方環境事務所に緊急処理を要請するなど、緊急処理全体に遅れが生じないよう留意する。
- 7) 中部地方環境事務所は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と 調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を探した上で、要請の あった被災県ごとに幹事緊急処理県及び緊急処理県(幹事緊急処理県のみ では緊急処理量が不足すると判断される場合のみ)を決定し、被災県の要 請内容を幹事緊急処理県に通知する。
- 8) 幹事緊急処理県は、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等を 調整するとともに、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市 町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、 緊急処理受入れ量等を取りまとめる。
- 9) 緊急処理県は、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村 の意向確認や緊急処理の割り振り等の調整を行い、緊急処理受入れ施設、 緊急処理受入れ量等を取りまとめ、幹事緊急処理県に伝える。
- 10) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた 緊急処理受入施設、受入量等を踏まえて、被災市町村別の緊急処理の割り 振り案を作成し、被災県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 11) 被災県は、幹事緊急処理県から伝えられた緊急処理受入れ施設、緊急処理 受入れ量、緊急処理割り振り案を確認し、特に必要があれば割り振りの変 更について幹事緊急処理県と調整の上、緊急処理受入施設、緊急処理受入 量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝え、必要に応じ調整した上で、 被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県及び中部地方環境事務所に伝 える。
- 12) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県(緊急処理県がある場合)に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。
- 13) 被災市町村は特段の事情がない限り、被災県から割り振られた緊急処理受

- 入れ施設の管理者に直接連絡し、必要な緊急処理の詳細を管理者に伝える とともに、受入れ条件の詳細を確認する。また、被災市町村は、管理者と 直接連絡を取るとともに、立地市町村に対して通知等を行う。
- 13) 緊急処理受入れ施設の管理者は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被 災市町村に直接連絡を入れ、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等をした上で、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて 受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、 立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。
- 14) <u>被災市町村は、必要な緊急処理の詳細を管理者に伝えるとともに、受入れ</u> 条件の詳細を確認する。また、被災市町村は、立地市町村に対して通知等 を行う。
- 15) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができない場合は、被災県からの要請を 待つことなく中部地方環境事務所が幹事緊急処理県を決定し、幹事緊急処 理県が先遣隊を被災県に派遣して緊急処理の必要性を調査し、必要に応じ て先遣隊を始め幹事緊急処理県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順 で緊急処理する。
- 16) 中部地方環境事務所は、被災県及び幹事緊急処理県等と情報共有し、環境 省本省への情報伝達、災害関係補助金申請や緊急処理等に関する助言を行 う。また、中部地方環境事務所は、必要に応じて緊急処理県追加の調整、 職員や専門家の派遣などを行う。
- 17) 被災県や中部地方環境事務所は、緊急処理の受入れ準備を要請したが緊急 処理が不要となった場合は、その旨、緊急処理の受入れ準備を要請した県 に伝え、当該県は緊急処理要請をした各主体に伝える。
- 18) 緊急処理の受入れ準備をしたが緊急処理の受入れ不要となった県、市町村は、追加の緊急処理要請及び将来の大規模災害に備えて準備した緊急処理 受入れ可能内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。
- 19) 中部地方環境事務所及び環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事緊急処理県と調整の上、必要に応じて緊急処理を主導する。

表 13 被災県市と主たる応援県市の一覧表(再掲)

被災県市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県
	2 長野県
	3 岐阜県
	1 富山県
石川県	2 福井県
	3 岐阜県
	1 石川県
福井県	2 岐阜県
	3 滋賀県
	1 富山県
長野県	2 石川県
	3 岐阜県
	1 愛知県
岐阜県	2 三重県
	3 富山県
	1 愛知県
静岡県	2 長野県
	3 岐阜県
	1 岐阜県
愛知県	2 三重県
	3 静岡県
三重県	1 愛知県
	2 岐阜県
	3 滋賀県
	1 三重県
滋賀県	2 福井県
	3 岐阜県

[※]どの県が主たる応援県市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県 (名古屋市の場合は愛知県)が確認し、中部9県1市内で共有する。

出典:災害時等の応援に関する協定 実施細則(防災)(別表1) 中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会(平成27年1月19日)

[※]名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

[※]順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援県市を調整し、定める。

[※]中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域 災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連 絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

<表 13 (表 10) に示す応援県全てが被災し、中部地方環境事務所が機能しない場合の手順の概要> フロー図 6.3-3a 及び 6.3-3b

- 1) 被災県は、集約した県内被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される 災害廃棄物等の種類を可能な限り早く環境省本省に伝える。
- 2) 環境省本省は、被災県からの情報、自らが収集した情報等を踏まえ、中部 <u>ブロック内の県及び県を通じて政令市に伝え、</u>緊急処理が必要と推測され る災害廃棄物等の種類を可能な限り早く、緊急処理が必要とされる被災県 内を除く中部ブロック内の県、政令市に伝え、緊急処理の受入れ準備を要 請する。
- 3) 準備要請を受けた県、政令市は、直ちに、受入れ可能な処理施設を探し、 当該施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件 等を聴取する。ただし、受入れ準備の要請を受けた被災県、被災政令市は、 可能な範囲で受入れ可能な処理施設の検討をしておく。
- 4) 政令市は、聴取結果を県に報告し、県が県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約し、環境省本省に報告する。
- 5) 被災市町村は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲 で自区内の既存の処理施設での自区内処理等を検討した上で、自区内等で 処理できない量を推計し、被災県に自区域外での緊急性の高い災害廃棄物 等の処理等について要請する。
- 6) 被災県は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で県内の既存処理施設での県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計し、表 14 (表 11)に示す順位の最も高い応援県に緊急処理を要請し、その内容を環境省本省に報告する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して応援県に緊急処理を要請するなど、緊急処理全体に遅れが生じないよう留意する。
- 7) 表 14 (表 11)に示す順位の最も高い応援県が緊急処理要請後は特段の事情のない限り幹事緊急処理県となって緊急処理を主導する。ただし、既に中部9県1市協議会が別の県を主たる応援県と決定している場合には、主たる応援県が幹事緊急処理県となって支援を主導することとし、上記6)で緊急処理要請を受けた応援県は速やかに被災県からの要請内容を幹事緊急処理県に伝える。幹事緊急処理県が決定した後、当該幹事緊急処理県とは別の県が主たる応援県となった場合は、幹事緊急処理県は主たる応援県と調整し、必要があれば、幹事緊急処理県を交代する。なお、幹事緊急処理県を交代しない場合でも、主たる応援県は当該県内に設置される救援対策本部との調整を含め、幹事緊急処理県を補佐する。

- 8) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県として緊急処理を主導する旨を、被災 県、表 14 (表 11) に示す応援県順位第 2 位の県及び環境省本省に連絡す る。
- 9) 表 14 (表 11) に示す応援県順位第 2 位の県は、第 1 位の県が幹事支援県 となった場合、支援県としての活動が可能であれば、その旨を幹事支援県 に連絡し、幹事支援県と協力して、被災県を支援する。
- 10) 幹事緊急処理県は、表 14 (表 11)に示す応援県のみでは緊急処理量が不足すると判断した場合は、環境省本省に連絡する。環境省本省は、必要に応じて他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を探した上で、緊急処理県候補を幹事緊急処理県に伝える。幹事緊急処理県は、緊急処理県候補と調整し追加の緊急処理県を決定する。環境省本省は、被害状況及び幹事緊急処理県や緊急処理県候補からの要請等を踏まえ緊急処理県追加の調整を行う。
- 11) 幹事緊急処理県は、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等に 関する調整を行うとともに、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、 立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ 施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。
- 12) 緊急処理県は、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村 の意向確認や緊急処理の割り振り等の調整を行い、緊急処理受入れ施設、 緊急処理受入れ量等を取りまとめ、幹事緊急処理県に伝える。
- 13) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた 緊急処理受入施設、緊急処理受入量等を踏まえて、被災市町村別の緊急処 理の割り振り案を作成し、被災県及び環境省本省に伝える。
- 14) 被災県は、幹事緊急処理県から伝えられた緊急処理受入れ施設、緊急処理 受入れ量、緊急処理割り振り案を確認し、特に必要があれば割り振りの変 更について幹事緊急処理県と調整の上、緊急処理受入施設、緊急処理受入 量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝え、必要に応じ調整した上で、 被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県及び環境省本省に伝える。
- 15) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者 及び緊急処理県(緊急処理県がある場合)に伝え、緊急処理県は、幹事緊 急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者 に伝える。
- 16) 被災市町村は特段の事情がない限り、被災県から割り振られた緊急処理受入れ施設の管理者に直接連絡し、必要な緊急処理の詳細を管理者に伝えるとともに、受入れ条件の詳細を確認する。また、被災市町村は、管理者と直接連絡を取るとともに、立地市町村に対して通知等を行う。
- 16) 緊急処理受入れ施設の管理者は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、<u>被</u>

<u>災市町村に直接連絡を入れ、</u>被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等をした上で、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

- 17) <u>被災市町村は、必要な緊急処理の詳細を管理者に伝えるとともに、受入れ条件の詳細を確認する。また、被災市町村は、立地市町村に対して通知等</u>を行う。
- 18) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができない場合は、被災県からの要請を 待つことなく表 14 (表 11)に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被 災県に派遣して緊急処理の必要性を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 14 (表 11)に示す応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で緊 急処理する。
- 19) 環境省本省は、被災県及び幹事緊急処理県等と情報共有し、災害関係補助 金申請や緊急処理等に関する助言を行うとともに、必要に応じて緊急処理 県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 20) 被災県や中部地方環境事務所は、緊急処理の受入れ準備を要請したが緊急 処理が不要となった場合は、その旨、緊急処理の受入れ準備を要請した県 に伝え、当該県は緊急処理要請をした各主体に伝える。
- 21) 緊急処理の受入れ準備をしたが緊急処理の受入れ不要となった県、市町村は、追加の緊急処理要請及び将来の大規模災害に備えて準備した緊急処理 受入れ可能内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。
- 22) 環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事緊急処理県と調整 の上、必要に応じて緊急処理を主導する。

表 14 被災県市と主たる応援県市の一覧表 (太平洋側の複数県が被災した場合) (再掲)

被災県市	主たる応援県順位
共 四旧	1 富山県
静岡県	2 長野県
平加見	1 石川県
愛知県	2 岐阜県
三重県	1福井県
	2 滋賀県

- ※本表に基づき活動する場合としては、太平洋側の3県すべてで震度6強以上の地震が発生した場合などが想定される。
- ※第2位の県は、第1位の県が主たる応援県市となった場合、応援県市としての活動が可能であれば、主たる応援県市と協力して、被災県市の応援県市として活動する。
- ※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県 (名古屋市の場合は愛知県)が確認し、中部9県1市内で共有する。
- ※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が、全国知 事会とも連携・調整しながら、主たる応援県市を調整し、定める。
- ※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域 災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連 絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

出典: 災害時等の応援に関する協定 実施細則(防災)(別表2) 中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会(平成27年1月19日)

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画

第一版策定 平成 28 年 (2016 年) 3 月 30 日 第二版策定 平成 29 年 (2017 年) 2 月 14 日 第二版一部修正 平成 31 年 (2019 年) 2 月 4 日